

X 地区計画届出の手続き

届出の必要な行為

① 土地の区画形質の変更	土地を造成したり、形状や面積を変えたりするとき
② 建築物の建築 又は工作物の建設	建築物（家屋、車庫、物置等）や工作物（かきさく、擁壁、門、広告物、看板等）を設置するとき
③ 建築物等の用途変更	建築物等の用途を変更するとき
④ 建築物等の形態又は 意匠の変更	建築物等の外壁や広告物、看板の色彩、かき、さく等の構造を変更するとき

届出の必要な書類（2部提出）

1. 届出書 … 地区計画の区域内における行為の届出書（新築・増築の場合）
地区計画の区域内における行為の変更届出書（変更があった場合）
2. 添付書類 … 届け出る行為により異なります。（下記参照）

① 土地区画形質の変更の場合

- ・ 位置図：縮尺・任意（方位、道路、周辺の公共施設等表示）
- ・ 設計図：縮尺 1/100 以上

② 建築物の建築又は工作物の建設、建築物等の用途変更の場合

- ・ 位置図：縮尺・任意（方位、道路、周辺の公共施設等表示）
- ・ 配置図：縮尺 1/200 以上（道路・隣地各境界線から壁面までの距離を記入）
- ・ 立面図：縮尺 1/100 以上（建築物、工作物の大きさや色彩は、**着色表示**）
- ・ 平面図：縮尺 1/100 以上（建築物の場合は各階平面図）

③ かき・さく等の設置の場合

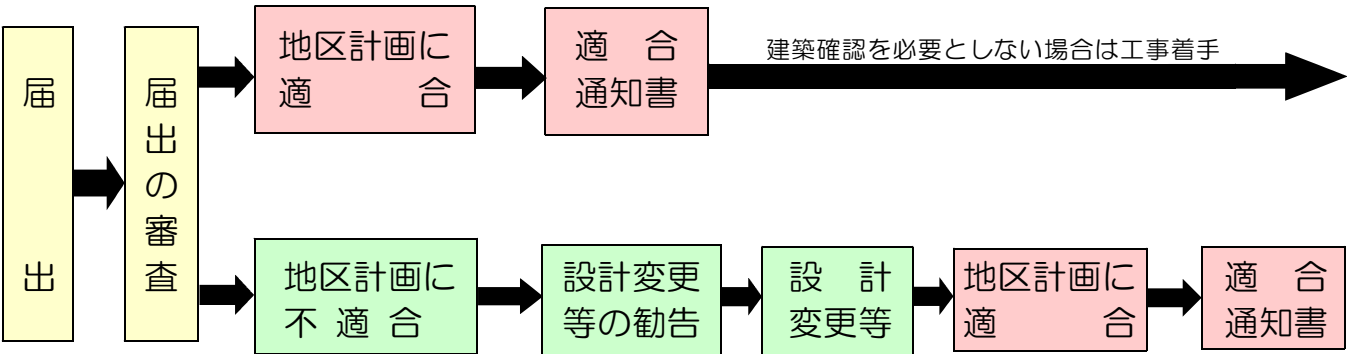
- ・ 位置図：縮尺・任意（方位、道路、周辺の公共施設等表示）
- ・ 配置図：縮尺 1/200 以上（建築物等提出時への表示の場合は、添付不要）
- ・ 立面図・断面図：縮尺・任意（構造、色彩、緑化は**着色表示**又、道路からの縦断勾配ありは、高さの最大小値を表示）

届出から着工までの流れ

工事着手30日前までに板倉町役場 都市建設課 計画管理係へ地区計画の届出をしてください。

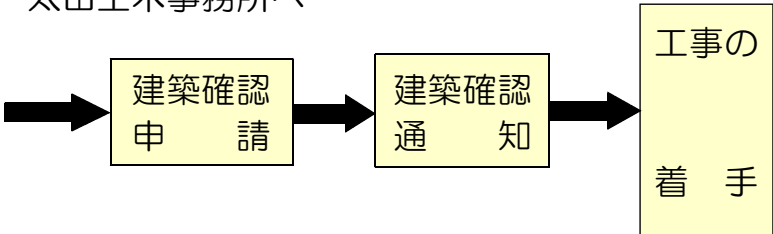
地区計画の届出

板倉町役場 都市建設課 計画管理係へ



建築確認申請と適合通知書の提出

太田土木事務所へ



記入例

地区計画の区域内における行為の届出書

平成28年 3月25日

板倉町長 様

届出者 住所 板倉町大字板倉2067番地
氏名 板倉太郎 印

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、

①着手予定日より30日
以上前であること

{ 土地の区画形質の変更
 建築物の建築又は工作物の建設
 建築物等の用途変更
 建築物等の形態又は意匠の変更 }
 について、下記により届け出ます。

- 1 行為の場所 邑楽郡板倉町朝日野1丁目1番地
- 2 行為の着手予定日 平成28年 5月 1日
- 3 行為の完了予定日 平成28年 8月31日
- 4 設計又は施行方法

(1)土地の区画形質の変更		区域の面積			m ²	
(2)建築物の建築又は工作物の建設	(i)行為の種別	建築物の建築・工作物の建設(新築・増築・移転)				
	(ii)設計の概要	届出部分	届出以外の部分	合計		
		(i)敷地面積			250.00 m ²	
		(ii)建築又は建設面積	90.00	- m ²	90.00 m ²	
		(iii)延べ面積	170.00	- m ²	170.00 m ²	
	(iv)高さ・階級	(v)用途	専用住宅			
	・地盤面から 8.75 m ² ・地上2階・地下1階	(vi)かき又はさくの構造	レンガブロック 0.60 m フェンス 0.60 m			
(vii)建築物の意匠	屋根の色 茶 外壁の色 アイボリー					
		③鮮やかな原色ではなく、落ち着いた色彩であること				
(3)建築物等の用途変更	(i)変更部分の延べ面積	(ii)変更前の用途	(iii)変更後の用途			
	m ²					
(4)建築物等の形態又は意匠の変更	変更内容					
(5)木材の伐採	伐採面積 m ²					
外壁等後退距離 (※各最短距離を記載)	道路境界より	1.25 m	□ 例外規定に該当(該当する場合は✓) ※ 例外規定については裏面参照			
	隣地境界より	1.50 m				
届出必要書類	届出書 2部 (添付書類…位置図・配置図・立面図・平面図) ※かき・さく等設置の場合…位置図・配置図・立面図					

- 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者を記載すること。
- 2 地区計画において定められている内容に照らして、必要事項について記載する。
- 3 同一の土地の区画について2以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。

連絡先 住所 板倉町板倉大字板倉〇〇〇〇
氏名 〇〇〇設計事務所 電話番号 0276-82-〇〇〇〇



板倉町地区計画についてのご質問・ご相談
がありましたら、板倉町役場 都市建設課
計画管理係 までお問い合わせ下さい。

〒374-0192

群馬県邑楽郡板倉町大字板倉 2067 番地

TEL 0276-82-1111

内線422

平成28年3月25日 改訂